

携帯端末登録修理協議会 会員規約

(目的)

第1条 本規約は、携帯端末登録修理協議会の会員が遵守すべき事項を定めることを目的とする。
なお、本規約に用いる用語の定義は、本規約に定義するほか、携帯端末登録修理協議会会則に従う。

(遵守事項)

第2条 会員は、以下の各項に定める事項を遵守する。

2 修理業者会員のみ適用される事項

- (1) 登録（電波法第38条の39第1項及び電気通信事業法第68条の3の登録をいう。以下同じ。）及び登録修理
 - ① 登録を維持すること。
 - ② 登録に関する情報（登録番号、登録を受けている機種と修理箇所等）を協議会に提出し、変更の都度、速やかに更新を行うこと。
 - ③ 携帯電話製造メーカーからの認定を受けて行う場合を除き、登録を受けている特別特定無線設備以外の修理を行わないこと。
 - ④ 登録修理にあたっては、電波法及び電気通信事業法その他の関連法令を遵守すること。
 - ⑤ 上記2項目は、会員企業の子会社及び関連会社にも適用する。
- (2) 修理情報の提出等
 - ① 修理業者会員は、協議会に対し、自身が行ったすべての登録修理について、基本的な情報（IMEI、修理日、修理箇所等）を別途協議会が指定する方法により報告するものとする。報告された情報は安全な方法でデータベース等に蓄積され、許可された会員において、当該許可の必要な範囲においてデータベースに蓄積された情報の閲覧を可能とする。
 - ② 製品事故等、重大な問題又は緊急の対応を要する問題等が発生した場合において、当該問題に関連する会員から当該問題に関する修理の詳細情報の任意の開示が求められた際には、修理技術に関する守秘義務が守られることを条件として、可能な限り要求に応えるものとする。
- (3) 修理品質の維持
 - ① 修理業者会員は自社で行う登録修理について高い品質を保ち、消費者が登録修理を安心して利用できるよう接客、説明、サービスを行うものとする。
 - ② 協議会は、個別の会員の修理の安全性、遵法性に重大な疑義がある場合、当該会員に対して任意の資料の提出や立ち入り調査を求めることができる。
 - ③ 修理業者会員は、協議会が行う前記の調査に対して自らの事業の妨げにならない範囲で

これに協力するものとする。

(4) 修理業者会員に関する連絡体制の整備

- ① 協議会と修理業者会員間のコミュニケーションを円滑にし、修理業者会員間での連携が取れるよう登録修理、協議会に関連する部署、担当者を明らかにし、協議会に届け出を行うものとする。
- ② 製品事故や重大クレーム等に際して、協議会の修理業者会員間で連携を取る際に必要となる緊急対応の窓口を設置し、協議会に届け出るものとする。

3 全会員に共通して適用される事項

(1) 協議会の定める規約等の遵守と履行

- ① 会員は、自らに適用される協議会の定める会則、規約、その他の定めを順守するものとする。
- ② 会員は、協議会が提供する技術情報や注意喚起等の情報を定期的にチェックし、必要に応じて自らの業務に活用するものとする。

(2) 情報の提供、活動への参加

- ① 会員は、自らの事業の中で、登録修理の品質、安全性の向上につながる情報に接した場合、必要に応じて、自らの判断で、それらの情報を他の会員との共有を行うものとする。ただし、法令又は会員が締結している契約上許される範囲とし、いかなる場合であっても、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、電波法及び電気通信事業法等関係諸法令に違反しないものとする。
- ② 会員は、協議会の行う各種の活動について、自らの判断により、可能な範囲で自身の経験、能力に基づいて役割を担い、参加するものとする。

(3) 情報の管理

- ① 会員は、協議会に参加したことによって得た、他の会員に関する情報、修理技術情報、協議会の事業に関する情報等を会員以外に漏えいしたり、公表したりしてはならない（すでに公になっている情報を除く）。
- ② 会員は、協議会より供与された情報（リストやデータ等）及びデータベースのアカウントやID、パスワード等を厳重に管理し、他人に貸与したりしてはならない。

(理事会への委任)

第3条 この規約の施行について必要な事項は、この規約で定めるものを除き、理事会が別に定める。

(改廃)

第4条 この規約の改廃は、総会の決議によって行うものとする。

附 則

この規約は2015年5月12日から施行する。